

小栗原小学校

震災時対応マニュアル

自助・共助の

防災意識を高める防災教育

作成：令和元年4月

目 次

第1章 総 論

1	はじめに	1
2	震災時における学校の対応基準	2
3	避難所運営について	4

第2章 地震発生時の対応

1	児童在校時の対応	5
2	児童登下校時の対応	6
3	津波発生時の対応	7
4	校外学習時の対応	7
5	夜間・休日時の対応	8

第3章 災害発生後の対応

1	児童への対応	9
2	施設・設備等の管理・点検	11
3	教育活動の再開	12
4	市教育委員会等の関係機関への連絡	13
5	報道機関への対応	15

第4章 日頃の準備

1	防災教育	16
2	二次災害を想定した準備	19
3	施設設備の点検・管理	19
4	施設利用区分	20
5	重要書類の保管と管理	21
6	避難所としての学校	21

第5章 その他

	「ふなばし災害情報のメール」の登録について	22
--	-----------------------	----

参考資料

	避難所開設から開設後の業務について【避難所運営マニュアル抜粋】	23
--	---------------------------------	----

その他書式

児童安否確認表、児童生徒被災状況一覧表

別紙

学校災害対策本部設置業務一覧、学校災害対策本部業務一覧（流れとその役割）
震災後の避難から避難所開設までの業務別時系列

第1章 総論

1 はじめに

本マニュアルは、学校保健安全法第29条の規定を受け、地震、風水害の災害に備え、災害の特質に応じたマニュアルについて、災害を未然に防止する対策とともに万一災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるための適切な措置を講じるためのものである。

(1) 教職員の心構え

教職員は、災害時においては、児童の安全確保を最優先させ、安全のための防護、避難誘導に総力を挙げて取り組む。このため、平素から全教職員が防災計画について共通理解を図り、災害発生時には各自の任務分担に応じて迅速に対処できるよう心がける。

(2) マニュアルの目的

以下に記すマニュアルは、災害発生時に児童生徒等の命を守ることはもちろん、登下校時の安全確保や災害後の教育活動の再開を図ることを目的としている。

(3) マニュアルの内容

学校防災マニュアルは、①安全な環境を整備し、災害の発生を未然に防ぐための事前の危機管理、②災害の発生時に適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えるための発生時の危機管理、③危機が一旦収まった後、心のケアや授業再開など通常の生活の再開を図るとともに、事故発生時を振り返り、再発の防止を図る事後の危機管理に対応して作成している。

(4) 作成にあたっての注意点

活用ができるマニュアルにするためには、地域の状況や基準となる想定する震災等により、その都度マニュアルの見直しを行わなければならない。そのため、PDCAサイクルの考え方から適宜見直しを行うことはもちろん、安全を担当する者が直接避難場所の確認をする等が必要である。

【参考資料】

地区別防災カルテ・防災アセスメント調査報告書

平成22年度防災アセスメント調査の結果を踏まえて作成した、地区別防災カルテを公開しています。市内24地区の地区コミュニティごとに、各地区の地形や地質、人口等の概要、災害の危険性、防災関連の施設をまとめており、今回のデータは、近い将来発生する確率が高いと予測されている首都直下地震の中から、東京湾北部地震を想定し、作成しています。

※船橋市のホームページから閲覧することができます。

トップ > 防災ポータルサイト > 各種防災マップ > 地区別防災カルテ・防災アセスメント調査報告書

アドレス：<http://www.city.funabashi.lg.jp/bousai/map/p015641.html>

2 震災時における学校の対応基準

(1) 学校災害時における必要な機能とその業務内容

(※詳細については別紙 学校災害対策本部業務一覧を参照)

①学校災害対策本部

校長を主体とした校内の統括機関となる。震災発生後に学校災害対策本部を立ち上げ児童、教職員の被災状況の把握や校内の被災状況、交通機関等の情報を集約し、授業の継続の判断、避難方法・避難場所の指示などを行う。また、教職員の体制指示や教職員の配置検討を行い、各係が円滑に業務を行えるように整える。さらに児童の帰宅後も市の関係機関と連絡しながら正確な情報把握を行う。

②安否確認・避難誘導係

担任を中心に構成する。主な業務内容は、児童及び教職員の安否確認を行い、学校災害対策本部の指示により避難誘導を行う。また、保護者への引き渡しや児童の家庭の安否確認を行い、教育再開に向けた児童の情報収集等を行う。

③保護者係

教務など担任を兼務していない教職員が担当し、保護者引き渡しの統括として、出席簿・集合場所のクラス配置図などを避難場所に持っていき保護者への引き渡しがスムーズに行われるようにする。

④検索救助係

各クラスの避難誘導が終了した後、残留児童及び教職員等がいないかを確認する。
負傷している者を発見した場合、救護係と連携して対応する。

⑤救護係

養護教諭を中心に構成し、負傷者の保護・応急手当、関係医療機関との連携を行う。

⑥消火係

消防計画に基づき火災時の消火担当者が主に担当し、火災が発生した場合には初期消火を行う。また、検索救助係と連携し救助活動を行うとともに、水道・電気・ガスや施設等の構造的な被害程度を確認し、近隣の危険箇所の巡視を行い、二次被害の防止に努める。

⑦応急復旧係

消火係と連携し、校舎等の被害状況の把握、危険箇所の処理、危険箇所の立ち入り禁止措置、危険箇所の表示、第2次避難場所の安全確認を行う。また、教職員の活動の場所を確保するため応急復旧に必要なものを調査する。

⑧搬出係

災害時にあらかじめ定められた非常持ち出し品を避難場所へ搬出及び管理をする。

⑨帰宅困難児童生徒対応係

保護者引き渡し実施後、引き渡すことができなかった場合、児童の滞り場所・食糧・毛布等を確保して引き渡すことができるまで（引き渡すことが不可能な場合は安全が確保されるまで）保護する。なお、保護する期間が長くなることが想定されることから交代制で対応するのが望ましい。

⑩避難所支援係

災害発生時、避難所開設の指示が市災害対策本部からあった場合に、避難所設営業務を手伝う。

(2) 地震発生時の保護者引き渡しの基準

保護者への引き渡しの基準

学校を含む地域の震度	震度5弱以上	保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。この場合、時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは、児童を学校で保護する。
	震度4以下	安全が確認された場合には、原則として通常通り下校させる。交通機関に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者からの届けがある児童については学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ。

(3) 学校職員の震度別対応基準（市職員の参集計画も含む。）

震災後の避難から避難所開設までの業務別時系列(立ち上げ基準)

参集体制	市内の震度	状況	授業の打ち切り	引き渡し	本部の設置 (他の係は除く。)	児童の安否確認	通学路(経路)調査	教職員の非常参集	市職員の参集
第1次	4(被害あり)	登下校時	状況判断	状況判断	0	0	0	/	/
		学校運営時	状況判断	状況判断	0	0	0	/	/
		夜間、休日	/	/	x	x	登校する前	x	危機管理課職員(勤務場所)
第2次	震度5弱 (東京湾内湾津波注意報の発表(チリ沖地震など近隣の地震が原因でない場合。))	登下校時	状況判断	状況判断	0	0(状況判断)	0(状況判断)	/	/
		学校運営時	状況判断	状況判断	0	0(状況判断)	0(状況判断)	/	/
		夜間、休日	/	/	状況判断	状況判断	登校する前	管理職、教務 他の教職員は自宅待機	部課長以上職員(勤務場所) 各施設長(勤務場所) 危機管理課の全職員(勤務場所)
第3次	東海地震注意情報の発表	登下校時	0	0	0	0	x	/	/
		学校運営時	0	0	0	0	x	/	/
		夜間、休日	/	/	0	状況判断	登校する前	管理職、教務 他の教職員は自宅待機	部課長以上職員(勤務場所) 各施設長(勤務場所) 危機管理課の全職員(勤務場所)
第4次	東京湾内湾津波警報の発表 東海地震予知情報の発表 5強以上	登下校時	0	0	0	0	0	/	/
		学校運営時	0	0	0	0	0	/	/
		夜間、休日	/	/	0	0	登校する前	教職員全員	【全職員】 ○避難所非常参集職員 →各指定避難所 ○職場非常参集職員 →勤務場所

3 避難所運営について

避難所は本来的には防災担当部局（市災害対策本部）が責任を有するが、市担当者に引き継ぐまでの一定期間、学校が避難所の補助業務を行うことが想定される。

しかしながら、災害時における教職員の第一義的役割は、児童の安全確保・安否確認、教育活動の早期正常化であることから、早期に市担当者への引き継ぎを行う必要がある。したがって、事前に防災担当部局や地域住民等関係者・団体と体制整備を図り、できる限り地域住民等が主体的に開設・運営ができる状況を作っておくことが重要となる。

学校施設が避難所となる場合のプロセス
 （文部科学省 学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引）参照

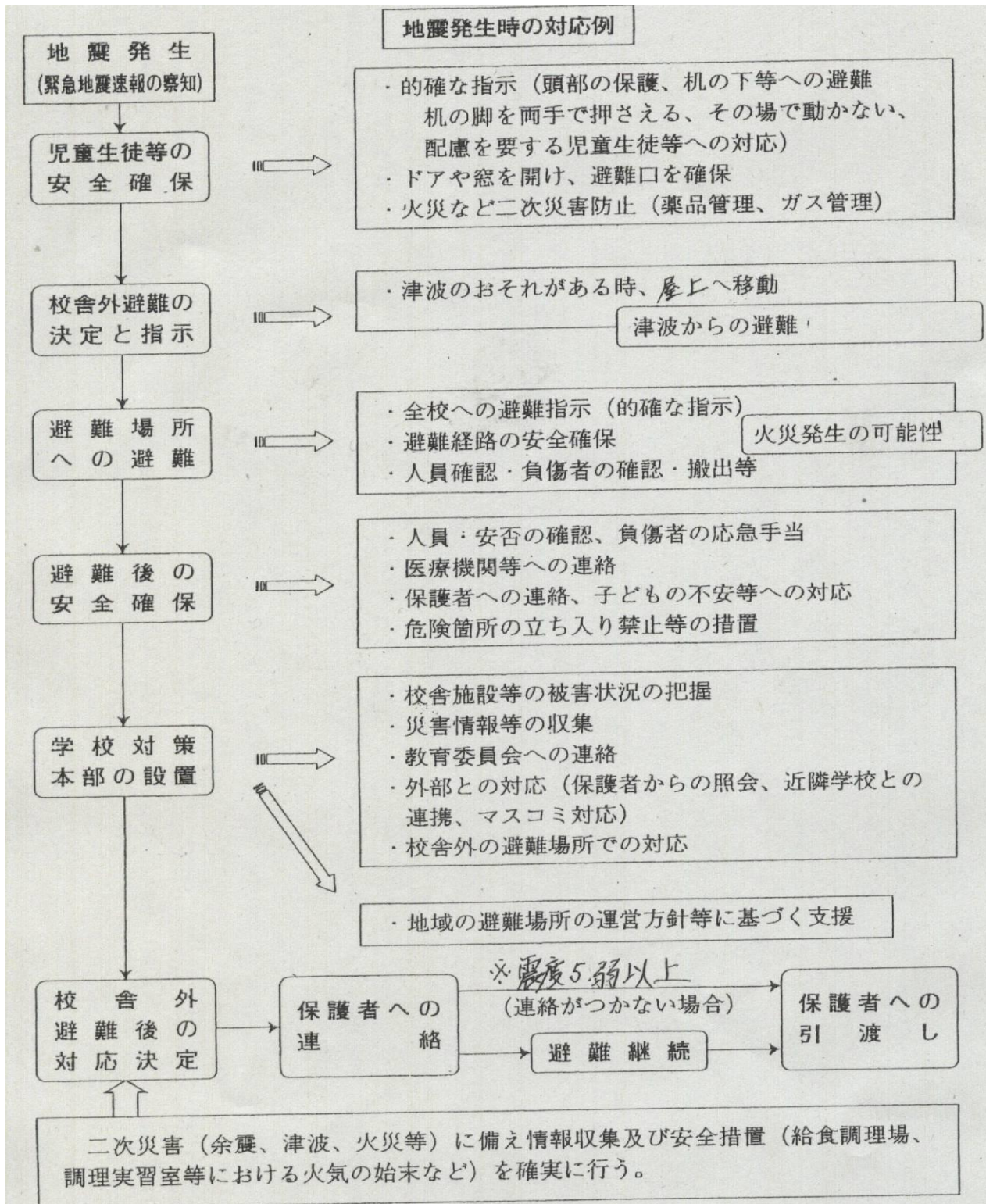
	災害状況等	避難所としての機能	協力内容として考えられる例
救命避難期	(直後～) ・地震・津波発生 ・ライフラインの途絶 ・地域社会の混乱 ・継続する余震 等	地域住民等の学校への避難	・施設設備の安全点検 ・開放区域の明示 ・駐車場を含む誘導 等
生命確保期	(数分後～) ・消防・警察・自衛隊等の救助開始	避難所の開設 避難所の管理・運営	・名簿作成 ・関係機関への情報伝達と収集 ・水や食料等の確保 ・備蓄品の管理と仕分け、配付等 ・衛生環境整備
生活確保期	(数日後～) ・応急危険度判定士による安全点検	自治組織の立ち上がり 自治組織の確立	・自治組織への協力 ・ボランティア等との調整 ・要援護者への協力 等
学校機能再開期	(数週間後～) ・仮設住宅等への入居等	避難所機能と学校機能の同居 避難所機能の解消と学校機能の正常化	・学校機能再開のための準備
		日常生活の回復	

第2章 地震発生時の対応

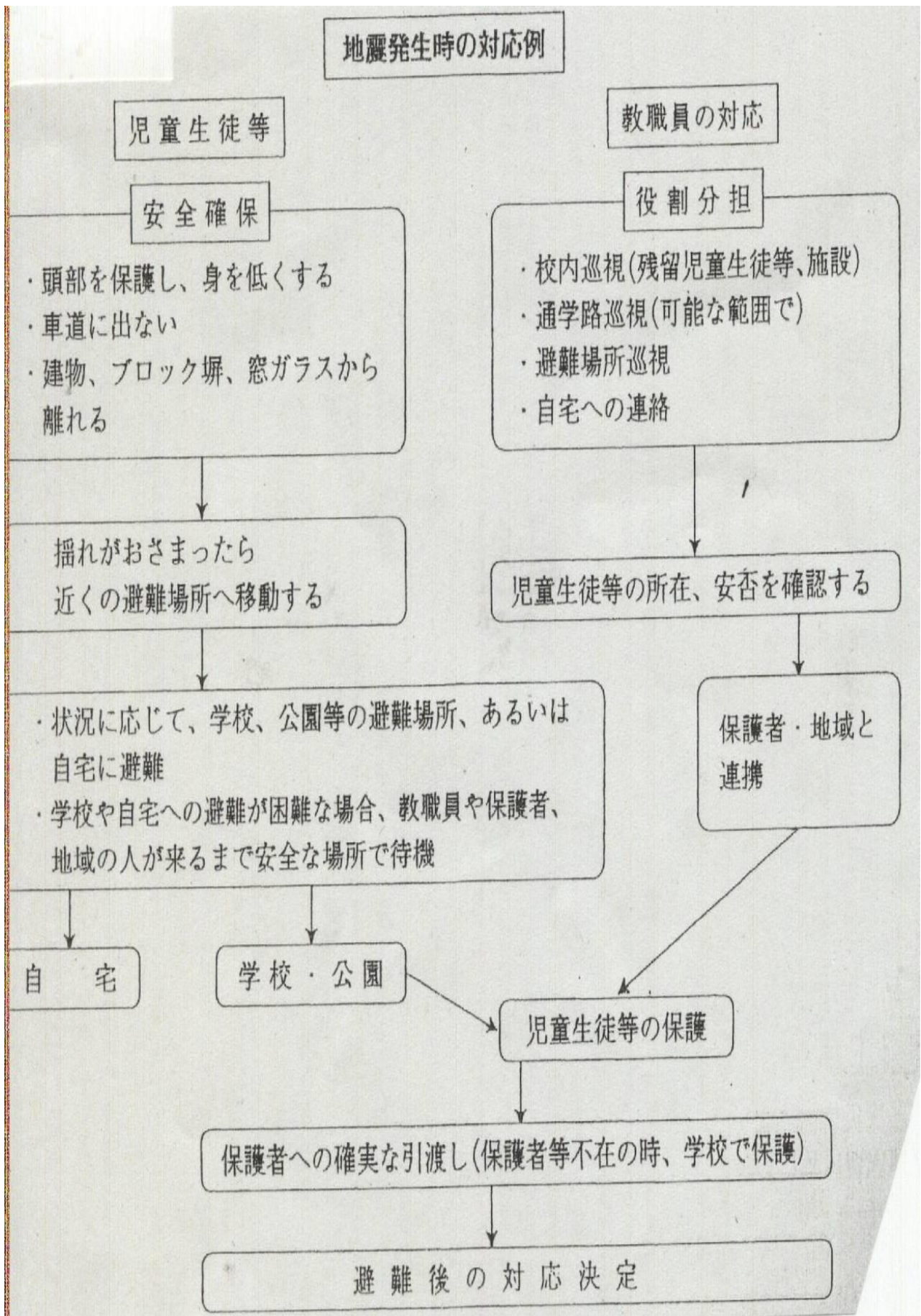
1 児童在校時の対応 (津波に関しては津波被害を想定される学校のみ。)

校内活動時

地震は、突発的で直接体を感じるため、発生時には、児童生徒等の動揺は極めて大きく、室外への飛出しなど混乱状態を引き起こすことがある。したがって、まず教職員は、冷静さを失わず的確に指示を与え、混乱状態を沈静化させた上で、以下の手順に沿って迅速に対応していく。



2 児童登下校時の対応



3 津波発生時 (屋上避難)

津波の伝ばの特徴

津波は1波、2波、3波と繰り返し襲ってくる。

- ・少なくとも、12時間以上は警戒が必要。
- ・必ずしも、第1波めが最大とは限らない。

- 海岸や河口近くで大きな揺れを感じたら、直ちに高台等の安全な場所に避難
- 直ちにラジオ等のスイッチを入れるなど、情報収集
- 津波注意報、警報が発令されたら、直ちに高台等の安全な場所に避難

避難のポイント

とりあえず高台までの避難(本校屋上)と、より高い所への避難(二次的な避難の実施)

津波は、時に想像もつかない姿となる。過去の浸水区域や想定津波危険地区を逃れただけで安心しないで、いざという時はもう一段高台の、より安全な場所に避難していくというような心構えが必要である。

堅い物(岩場や堤防など)からできるだけ離れる津波に飲み込まれた場合、岩やコンクリートなどの堅い物にたたきつけられて気絶したり、負傷したりすることが原因で水死するケースが多いことから、堅いものから極力離れる。

やむを得ず建物に避難する場合は、海岸に面する前面の建物より、2列目、3列目の建物に避難する。また、3階建て以上の鉄筋コンクリートの建物に避難する。

海岸の前面よりも、陰になる場所で、津波のエネルギーを少しでも逃れることがベストである。

4 校外活動時

引率者の動き

ア 事前の準備を入念にする。

- ・事前に経路、交通機関、宿舎等の状況並びに、避難場所、避難経路等を十分把握し、災害発生時に児童生徒等の安全確保が適切になされるよう避難計画を含めて計画する。
- ・校外活動時の災害発生を想定し、携帯電話の利用等も含めた連絡体制をあらかじめ用意する。

イ 引率責任者(校長、教頭、学年主任等)は、陣頭指揮を行う。

ウ 児童生徒等に近くの安全な場所へ避難するよう指示する。

(安全確保⇒頭部を保護し、身を低くさせる・車道に出ない・建物、ブロック塀、窓ガラス等から離れる)

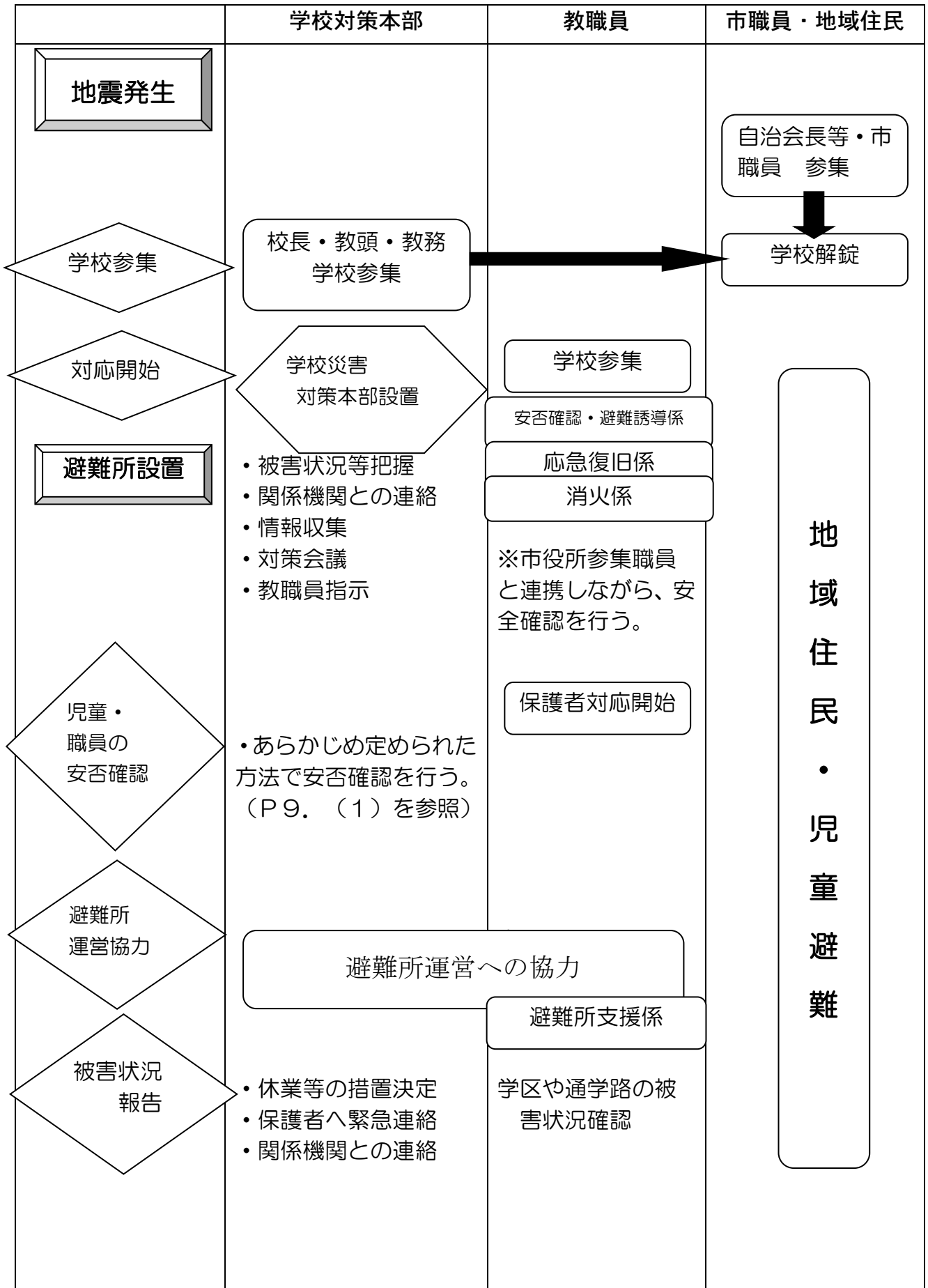
エ 人員・安否の確認、負傷者の応急手当

オ 引率責任者は、状況を確認し、学校へ連絡する。必要に応じて、消防車、救急車等の要請を行う。活動を中止する場合、速やかに学校に引率して帰校する。

カ 保護者に状況を連絡し、必要に応じて迎えに来てもらう。

5 夜間・休日時の対応

対応イメージ図



第3章 災害発生後の対応

1 児童への対応

(1) 引き渡し時<学校に児童が在校している場合>

地震発生時、震度5弱以下については状況判断により保護者へ引き渡しを行うことになる。

地震の状況によっては連絡・通信手段の輻輳により情報の伝達が困難になることが想定される。保護者に対し「引き渡しの基準」や「引き渡しの実施の周知方法（メール・ホームページ等）」を事前に周知する必要がある。

※引き渡し基準等については、3ページを参照。

①配信メールの活用

タイトル「日課変更及び引き渡しの実施について」

〇〇（地震、津波、警戒宣言）の影響で、授業を取りやめ、お子様の引き渡しを行います。

保護者の皆様は、引き渡しカードか身分が証明できる物をご持参の上、〇〇学校までご来校下さい。また、交通機関の遅延等の影響により来校が困難な場合には、電話若しくはメールにてご連絡下さい。

②ホームページの活用

タイトル「日課変更及び引き渡しの実施について」

〇〇（地震、津波、警戒宣言）の影響で、授業を取りやめ、お子様の引き渡しを行います。

保護者の皆様は、引き渡しカードか身分が証明できる物をご持参の上、〇〇学校までご来校下さい。また、交通機関の遅延等の影響により来校が困難な場合には、電話若しくはメールにてご連絡下さい。

(2) 安否の確認<学校に児童がいない場合>

災害発生時、一人一人の児童生徒の安否や所在を確認し、把握しておく必要がある。配信メールやホームページの活用、電話や家庭訪問などを行い、全員の安否と所在を確認する。

①配信メールの活用

タイトル「児童及びご家族の安否と所在の確認」

学校では、児童とご家族の安否及び所在の確認を行っています。本メールを受けた方は、学校へメールで下記の内容をお送りいただくか、直接学校へおいでください。

①ご家族の安否

②現在いる場所（自宅・避難先（例：〇〇県〇〇市の親類宅））

②ホームページの活用

タイトル「児童及びご家族の安否と所在の確認」

〇〇学校では、児童とそこご家族の安否及び所在の確認を行っています。〇〇学校に在籍している児童のご家庭は、メールで下記の内容をお送りいただくか、電話若しくは直接学校へおいでください。

①ご家族の安否

②現在いる場所（自宅・避難先（例：〇〇県〇〇市の親類宅））

③電話及び家庭訪問による確認

上記①の方法で確認がとれない家庭については、電話もしくは家庭訪問により確認をする。

※この場合、多様な手段を用いて各担当者（担任）が各家庭への聞き取りを行うことになるが、担当者（担任）不在時などを想定すると情報の錯綜が発生する可能性が高い。したがって、「いつ」「だれが」「どのような方法で」「だれに」情報を聞き取ったのか書面（報告書）にて記録することが必要である。また、聞き取った内容については教育再開計画の重要な情報となることから、報告体制を規定しておくことが必須である。なお、兄弟姉妹で複数児童が在籍する場合にも個別に作成することが望ましい。

※（別紙「児童生徒被災状況確認一覧表（例）」参照）

補 足

※連絡・通信手段の複線化

大規模な地震が起こった後は、しばらく通信機器の被災や回線の混雑により、学校と保護者が電話で連絡を取り合うことが難しい状況になることが考えられる。電話回線に比べて、インターネットは比較的災害に強いと言われている。電子メールやホームページなど電話以外の通信手段、情報発信手段を準備することで、災害時の情報収集、発信能力を高めることができる。

(3) 児童に対する健康相談・心のケア

大規模災害発生時には、多くの被災者が災害による恐怖、衝撃あるいは大切にしていたものを失った喪失感、無力感など、心に様々なダメージを受けることが多い。こうした災害発生後の心の反応は、程度の差こそあれ誰にでも生じやすいものである。

そのために、児童に対しては次のようなケアを行うことが大切である。

なお、児童の心のケアについてはスクールカウンセラーに緊急対応の要請も可能なため、重大な場合は第二教育班（指導課）に相談することも重要である。

- ・担任をはじめとする職員全員が児童の話に耳を傾けること。
- ・児童の健康状態を細かく観察し、把握すること。
- ・児童の家庭の被災状況を把握すること。
- ・恐怖の体験や不安な感情を分かち合い、児童の心に安心感を与えること。など

2 施設・設備等の管理・点検

(1) 危険物・化学薬品等

- ① 給食室、給湯室、家庭科室などのガスは元栓を閉め、臭いがないかを確認する。灯油倉庫はタンクなどが倒れていないか、臭いや染みがないかなどを確認する。灯油倉庫に被害がなければ施錠し、立ち入り禁止とする。被害がある場合はその場で修復するが、修復が不可能な場合は一時的に施錠できる場所にタンク等を移動し、施錠のうえ立入禁止とする。
- ② 火災の危険があるので、場合によっては電気回路を遮断する。
- ③ 理科室や保健室の化学薬品の被害を確認する。但し、有毒ガスの発生やガラスの飛散等が考えられるので、入室は管理職が行い、補助として複数名で入室する。入室にあたっては、ヘルメット、ゴーグル、手袋、マスク等を必ず装着する。有毒ガスの発生が考えられる時には直ちに退室して周辺区域を立入禁止とし、消防署に連絡する。保管室や保管庫に被害がなければ施錠し、立ち入り禁止とする。

(2) 施設利用区分の管理・点検

- ① 外観の点検は、職員が手分けをして建物すべてにおいて行う。その際、ヘルメット、手袋、マスクを装着すること。
大きなひび割れや建物の歪み等があれば直ちに周辺を立ち入り禁止とし、学校災害対策本部に報告する。また、外壁材の剥離、落下がある場合、窓ガラスの破損、落下がある場合は速やかに学校災害対策本部に報告する。職員による修復が可能な範囲で修復作業を行う。
- ② 校舎内や教室内についても職員が手分けをして安全点検を行う。その際、ヘルメット、手袋、マスクを装着すること。
点検内容としては、扉や窓の開閉状態、天井・床・壁等のひび割れや歪みを確認すること。また、照明器具が外れやすくなっていないか、棚の転倒やテレビなど重量物の落下の心配がないかどうかを確認すること。

(3) 重要書類の管理・点検

指導要録、出席簿、卒業生台帳、沿革史、保健関係書類等の重要書類については、日頃から重要書類リストを作成し、施錠できる書庫に保管すること。震災時に書庫に被害がなければ、施錠したまま保管しておくこと。書庫に被害があった場合は、別の施錠できる場所に移動し、施錠の上その場所を立入禁止とする。
なお、場所を移動する場合は、学校災害対策本部が判断し指示する。

(4) 通信回線の確認

電話回線やインターネット回線等の通信回線の確認は、**教頭**が速やかに行う。

(5) ライフラインの確認

- ① 電気は、使用していない場所ではブレーカーを落とし電気の供給を止める。使用している場所については、断線や漏電を確認する。
停電した場合は、すべてのブレーカーを落とし電気の供給を止め、復旧後は断線・漏電を確認してから使用する。
なお、停電中の避難所の照明は、備蓄倉庫に供えられた照明器具を使用する。

- ② ガスは、災害発生後に速やかに元栓を閉め、ガスを使用している場所についてガス漏れの有無を確認する。安全の確認が取れたら、元栓に近いところからガスを供給し、ガス漏れがないことを確認しながら徐々に使用範囲を広げていく。
- ③ 水道は、漏水する可能性があるため、校内すべてを確認する。確認できない場合や漏水の疑いがある場合は、元栓を閉めておく。また、プールの水はトイレ等の生活用水としての使用が考えられるので、プールの漏水も確認する。プールに漏水の疑いがある場合は、早めにバケツやタンクにプールの水を貯め置くこと。

3 教育活動の再開

(1) 児童、教職員の状況確認

電話、メール、ホームページ、家庭訪問、避難所訪問など利用可能な手段はすべて活用して教職員や児童の状況を把握する。

【具体的な確認内容】※別紙「児童生徒安否確認表」を参照

○本人及び家族の安否（負傷状況・不明・死亡）、住居の被害状況（全壊・半壊・一部損壊）避難場所（体育館・親戚宅・友人宅 等）、連絡方法、出勤（登校）の可否（できない理由）、学用品や教科書の状況

(2) 施設・設備等の状況確認

- ・施設・設備等の状況を確認する。
- ・校舎の安全確認（安全判定調査の実施）と教室確保
- ・ライフライン、トイレの使用有無の確認
- ・通学路や学校周辺の安全確認

(3) 教材等の確保

教材が不足している場合は、コピー、印刷、貸借、共用により対応する。不足数が多い場合は、教育委員会と協議する。

(4) 学事関係・教務関係の事務

学務課や指導課など関係課に問い合わせる。

(5) 児童・教職員への教育再開計画の周知

被害の程度にもよるが、災害発生後おおむね3日を経過した段階で準備を開始する。学校災害対策本部の組織を再編し、教育活動再開に向けた準備に必要な委員会を設け、人員配置を行う。

①職務内容

- ・児童、教職員の状況確認
- ・学校施設の状況確認
- ・応急教育計画の作成
- ・救護、心のケア体制の確立
- ・避難者、住民との折衝
- ・広報、周知

②再開計画の手順と周知

児童、教職員の状況、学校施設の状況を確認した上で、教育委員会と登校日を調整する。登校状況、出勤状況を見て、授業再開に向けた再開計画を立てる。

再開の周知については、避難場所や学校周辺に印刷物を掲示したり、メールで配信したり、ホームページに掲載したり、あらゆる方法を事前に検討し、保護者に周知する。

4 市教育委員会等の関係機関への連絡

(1) 教育活動の再開場所について

学校を避難所として使用している場合、あらかじめ本部統括班（危機管理課）との協議が必要である。第一教育班（管理部）を通じ、教育活動の再開にあたり利用場所の調整を行う。また、あらかじめ避難者への説明も必要である。具体的な教育再開スケジュールを示し、混乱なく授業が再開できるようにする必要がある。

(2) 教職員の確保

第二教育班（学務課）に教職員の勤務可能状況や児童の登校可能状況、被害状況などを伝え、教育活動再開に向けて協議する。

(3) 教科書学用品の確保

第二教育班（指導課）に教科書等学用品の被害状況を伝え、補充について協議する。

(4) 施設・設備の修繕について

第一教育班（教育総務課・施設課）に施設・設備の被害状況を伝え、校舎等の安全判定調査の依頼や施設・設備の応急処置について協議する。

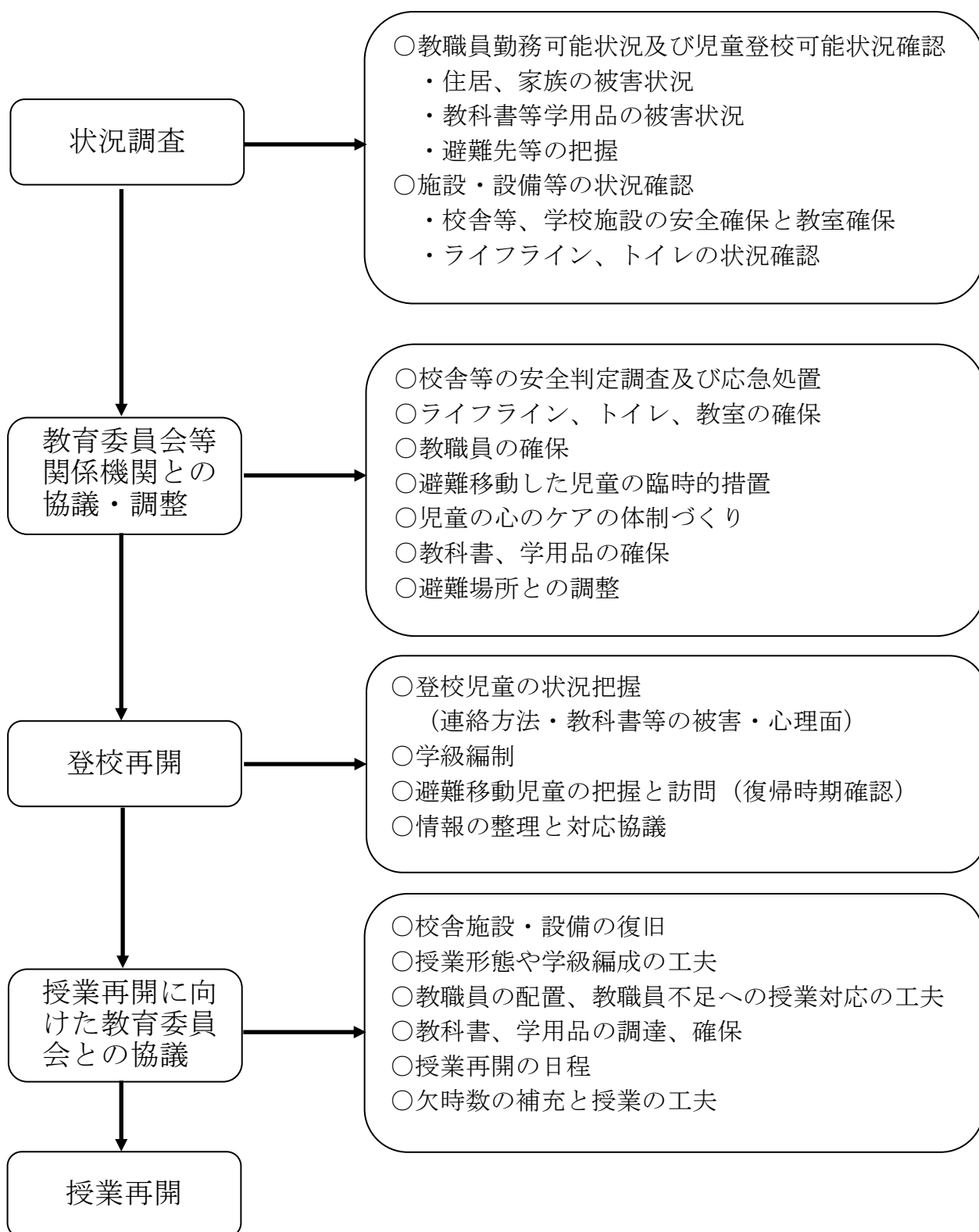
(5) 通学の安全確保について

第二教育班（保健体育課）に通学路の安全状況を伝え、その安全確保について協議する。

(6) 給食の再開に向けて

第二教育班（保健体育課）と協議の上、給食の再開に向けて協議をする。

教育再開計画の策定に向けたフローチャート



5 報道機関への対応

1 報道機関の対応への原則

- (1) 教育総務課へ、取材結果報告書を提出。（取材の内容によっては事前に教育総務課に相談。）
- (2) 毅然とした態度で対応する。
- (3) 事実だけを伝え、憶測や予測による発言はしない。
- (4) 学校を代表して話をする場合は「校長」とする。
- (5) 取材受付簿、タック等を用意する。（取材許可を与える際は、記者章、名刺などで相手方の身分を確認すること。）
- (6) 取材場所・時間は基本的には制限はないが、避難所内等の取材には、一定のルールを設ける必要がある。

2 地震直後の報道機関への対応

地震直後、報道機関はいち早く事実を報道するために、学校に駆けつけ、許可を取らずに学校（避難所）内の撮影取材を開始する可能性がある。

学校も、被害状況の把握や児童の安否確認のために、報道機関への対応が遅れがちになると予想される。

学校災害対策本部は、可能な限り報道機関受付窓口を設け、敷地内の取材については、記者章等を確認し、取材許可を与える等の対応を取る。（取材に来た報道機関に公表する情報等は記録しておく。）

3 避難所における報道機関への対応

余震が続く中、多くの地域住民が学校（避難所）へ避難してくる。報道機関は避難住民の現在の心境や救援活動の様子、学校の被害状況を伝えようと撮影、取材を行うことが予想される。

報道機関に対しては、報道機関受付窓口を通して、取材許可の確認を取ってから行うものとする。（取材記録等に記載。）その際に個人（特に児童）への取材については、心理的影響や肖像権の問題に触れ、可能な限り自粛を要請する。

4 災害復旧過程における報道機関への対応

児童へのインタビューや取材活動が教育活動の妨げにならないように学校災害対策本部は絶えず気を配る必要がある。また、継続したドキュメント撮影のような場合はその企画等についても事前に説明を求めるとともに学校と取材責任者で連携を図ることが大切である。

第4章 日頃の準備

1 防災教育

(1) 校内での地震発生における準備（職員への周知）

①地震発生時（揺れが収まるまで）の行動 ※自らの判断で

☆普通教室に比べ危険物の多い特別教室では、地震の際には安全な場所を机の下と限定せず、適切に避難場所の指示を与える。

<児童にも指導を行う項目>

○休み時間中

いる場所に応じ、物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所で身を守らせる。

○体育館での活動中

天井及び壁面（ガラスを含む）からの落下物を避け、頭部を保護し身をかがめさせる。

- ・全校集会等、多数の児童生徒等がいる場合、落ち着かせ、頭部保護をして身をかがめさせる。
- ・出口を確保させる。
- ・照明器具、天井板等の状況を確認し、落下の可能性がある場合、落ち着いて移動させる。

○給食指導中

火傷に注意し、身を守らせる。

- ・熱い食材が入った食缶に注意させる。
- ・食缶を運ぶワゴンの移動にも注意させる。

○校庭での活動中

建物から離れ、中央部で身をかがませる。

- ・壁面の落下、その他遊具から離れ、中央部で身をかがませる。
- ・液状化現象が発生した場合、速やかにその場から離れさせる。

○部活動中

いる場所に応じ、物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所で身を守らせる。

○屋上での活動中

中央部に集まり、頭部を保護し身をかがませる。

- ・手すりなどの破損が予測されるため、転落の危険の少ない中央部で身を低くさせる。
- ・揺れの収束後、階下に移動する際、階段の破損等に注意させる。階段に破損がある場合、校舎内階段より避難させる。

○プールでの活動中

速やかにプールサイドに上がり、地震によって水面に波が引き込まれる可能性があるため、外柵などに掴まること。その後、安全が確認できたら避難させる。

特別教室における想定される負傷は以下の通り。

理 科 室	実験器具（棚内の器具）による負傷、実験中の薬品・発火による火傷等
家 庭 科 室	棚内の器具による負傷、調理中・アイロン使用时等による火傷等
図 工 室	棚内の器具による負傷、彫刻刀刃物による負傷等
音 楽 室	棚内の器具による負傷、ピアノ、木琴等楽器の移動による負傷等
図 書 室	書棚の本の落下による負傷等
保 健 室	薬品戸棚等の物品による負傷、ベッド使用中の転落による負傷等
パ ソ コ ン 室	プリンター、電子黒板等の転倒による負傷等

②揺れが収まった後の行動 **※放送の指示で**

- ・校庭へ避難を指示（静かに、あわてず、順序良く）
 - ★校庭にいる児童は、そのまま待機
 - ★**1階**にいる児童は、近くの教室のベランダ又は非常口から
 - ★昇降口に近いところにいる児童は、昇降口から
 - ★**2階～4階**の児童は、**2階**から順に近い階段を使って**1階**へ
- ・学年、学級に関係なく各階で廊下に整列し、放送の指示に従い避難
- ・教職員は先頭に立たず、要所、要所に立ち、あわてず避難することを指示
- ・**1階**に立った教職員は状況を見て出口を指示

③避難に遅れた児童の確認 **【検索救助係】**

- ・担当職員がトイレ、教室内を確認（災害対策）
- ・児童を発見した場合は校庭へ誘導

④怪我人の救助 **【検索救助係、救護係】**

- ・背負って避難
- ・校庭の教職員へ救助協力要請（**窓から笛を吹いて**）
- ・担架に乗せて避難
- ・応急処置と救急車要請

⑤通学路途中での引率誘導と不在児童の安否確認 **【安否確認・避難誘導係】**

- ・教職員による誘導
- ・在校児童以外の安否確認

⑥保護者への引き渡し **【安否確認・避難誘導係、保護者係】**

- ・**引き渡しカードの管理**
- ・**引き渡し時のチェック**

⑦避難所の開設に伴う任務 **【避難所支援係】**

- ・地域住民の受け入れ、誘導
- ・備蓄物品の搬入、提供

⑧夜間時、休日時の発生における児童の安否確認

- ・出勤後、学年単位で安否確認。

(2) 登下校中の地震発生時における事前指導

登下校中に大地震が発生した場合は、自分自身で身を守る必要がある。そのための行動について、普段より徹底した事前指導を行うこととする。

①身を守る行動

- ・揺れが発生した時は、ランドセルやバッグで頭部を保護しながらその場にしゃがむ。
- ・危険な場所にいた場合は、揺れが収まった時に安全な場所へ移動する。

【危険な場所】

- ・近くに古い建物や建設中の建物がある
- ・近くにブロック塀や石の塀がある
- ・近くに自動販売機がある
- ・近くに切れた電線がある
- ・近くに川や用水路がある
- ・近くで火災が発生している
- ・ガスの臭いがする
- ・地割れしている
- ・橋の上や跨線橋の上
- ・橋の下や高架線路の下
- ・車道には絶対に近づかないこと。

②避難行動

- ・自宅に近い場合（保護者が家にいることが確実な場合に限る）や保護者が迎えに来た場合は帰宅する。
- ・学校に近い場合や帰宅しても家に保護者がいない場合は、安全な場所で先生が来るのを待つか、地域の人に助けを求める。
- ・高学年児童は、近くにいる低・中学年児童に声をかけ、安全な場所へ集める。

※安全な場所とは、「上からものが落ちてこない」「横からものが倒れてこない」「ものが移動してこない」場所のこと。

(3) 校外学習を計画するときの留意事項及び確認事項

- ①鉄道やバスを利用する場合、それぞれの会社や関係機関に震災発生時の対応について確認する。
 - ②見学地や宿泊地、宿泊施設の避難場所及び避難経路、防災計画を確認する。
 - ③災害時の行動や対応について、児童へ事前指導を徹底する。
 - ④津波対策について
- 沿岸部又は沿岸部に近い場所での実施については、津波に対する対策を十分に検討する。
- ・現地の地理や地形について確認する。
 - ・旅行会社等を通じて津波が発生した時の避難場所（高台等）について確認する。また、下見によりその避難場所（高台等）を実際に確認する。

2 二次災害を想定した準備

地震発生後、地震を起因とした二次災害が発生することが想定される。これらの災害には地域性があり、学校の自然的環境、社会環境、施設の耐震化の有無を確認する必要がある。

(文部科学省 学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引) 参照

それぞれの二次災害の判断材料となる情報と避難場所の例		
二次災害	判断材料	避難場所
津波	<input type="checkbox"/> 1分以上続く長い揺れ <input type="checkbox"/> 気象庁の津波警報・大津波警報 <input type="checkbox"/> 学校周辺の状況(海の潮位の変化や河川の状況等) <input type="checkbox"/> 学校の自然環境	近くに高台があれば高台 建物の高層階や屋上
火災	<input type="checkbox"/> 校舎・校地の巡回 <input type="checkbox"/> 学校周辺の状況(出火と延焼の有無、避難経路の状況) <input type="checkbox"/> 市町村の災害対策本部からの避難勧告・避難指示 <input type="checkbox"/> 消防署への通報と情報収集 <input type="checkbox"/> 発生時の気象条件(風向、風速、湿度等)	校庭・公園などの広い空間 一時避難場所 広域避難場所 ※風上に避難(複数の方角に避難場所を用意)
余震による倒壊	<input type="checkbox"/> 校舎・校地の巡回 <input type="checkbox"/> 応急判定士による判定 <input type="checkbox"/> 学校の耐震化の状況	校庭 近隣の耐震性のある建物 落ちてこない・倒れてこない・移動してこない場所
その他 土砂災害 水害 等	<input type="checkbox"/> 校舎・校地の巡回 <input type="checkbox"/> 学校周辺の状況(避難経路の状況、車道や歩道の通行状況、河川の水位や濁り、崖の状況等) <input type="checkbox"/> 学校の自然的環境・社会的環境	危険区域外の建物 緊急の場合は校舎上層階の崖から遠い部屋

3 施設設備の点検・管理

(1) 施設設備の安全点検

- ①学校安全点検簿による定期的な点検
- ②水道施設の点検と止水栓の場所の周知
- ③ガス設備の点検と元栓の場所の周知
- ④電気系統設備の点検とブレーカー等の場所の周知
- ⑤転倒防止対策の実施(室内の物品、昇降口の物品、廊下の物品)
- ⑥理科室、保健室等の薬品管理
- ⑦灯油倉庫の灯油管理

(2) 停電時の対応

- ①ハンドマイクやメガホンの準備
- ②懐中電灯、非常用電灯の準備

(3) 通信設備の点検・管理

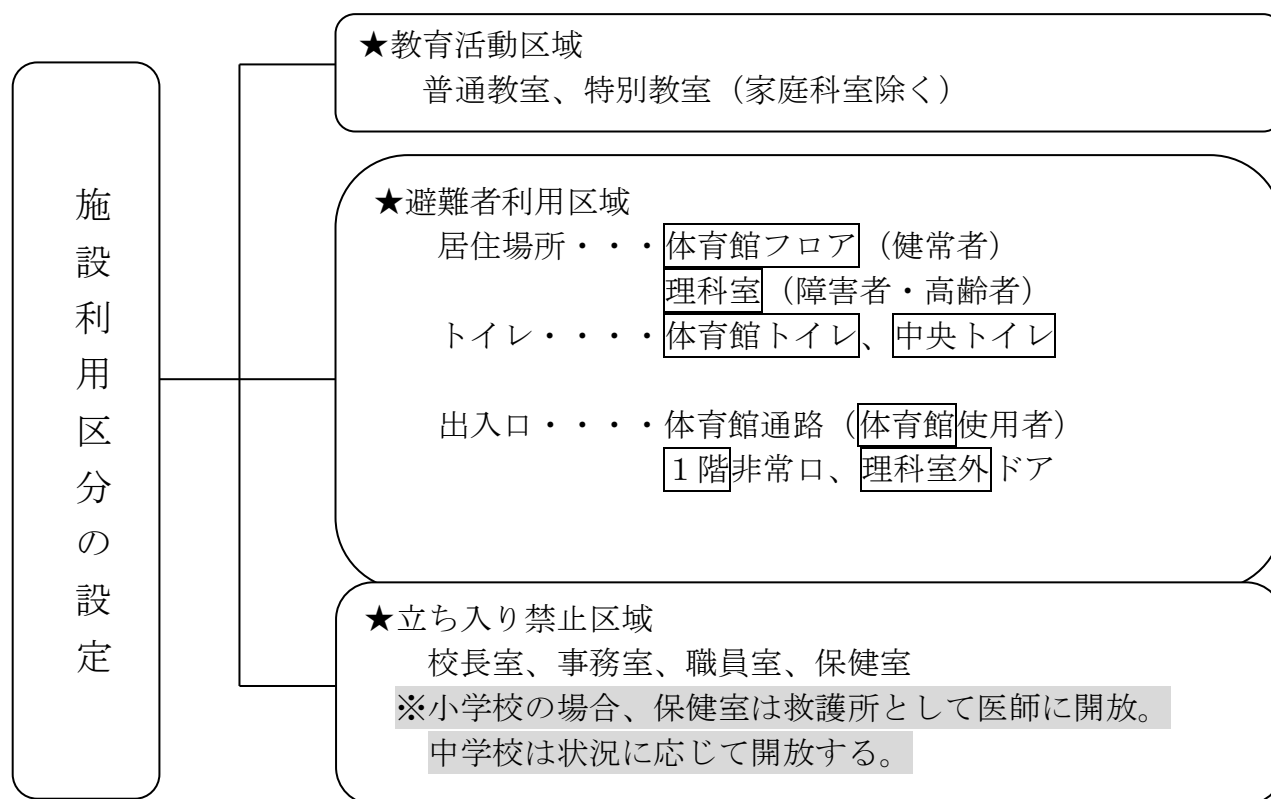
- ①防災MCA無線・PHSの点検と使用訓練
- ②校内緊急放送設備の点検

(4) 備蓄倉庫の管理

- ①備蓄倉庫の鍵の管理
- ②備蓄品の把握

4 施設利用区分

地震発生時、避難所が開設されたときに児童の安全確保や授業再開時の混乱防止のため、授業ができるよう避難者のスペースや同線を分けておく必要がある。



5 重要書類の保管と管理

日常の管理と非常時の持ち出し等の確認

【書類関係】

No	書類	保管場所	用途
1	出席簿	非常持ち出し棚	・児童の点呼に使用
2	児童名簿 緊急連絡網 引き渡しカード	非常持ち出し棚	・家庭との連絡に使用 ・引き渡しの際に使用
3	健康診断に関する記録簿	保健室	・避難後の児童の健康管理に使用
4	学校生活管理指導表	保健室	・帰宅困難児童生徒の食料支給の際に使用。
5	職員連絡網	事務室	・職員との連絡に使用
6	関係機関名簿	事務室	・市教委、消防、警察、医療関係機関、地域関係諸機関との連絡に使用

【物品関係】 ※搬出しやすいようケース等を用意しておく。

No	物品名	No	物品名
1	情報収集機器・携帯ラジオ・TV放送受信機・インターネット関連機器	8	笛
2	救急セット AED	9	タオル
3	ハンドマイク	10	工具(バール類)
4	予備電池	11	ライター
5	懐中電灯	12	軍手
6	テレホンカード	13	ロープ・ガムテープ・マジック等
7	近隣の地図 校舎配置図		

6 避難所としての学校

学校は、地域住民の避難所・避難場所として利用される。しかし、震災発生後も学校は教育活動を再開しなければならない。したがって、震災時は施設を次のとおり使用する。

(1) 地域住民の一時的避難

①地域住民には・・・

校庭を開放する。

②児童は・・・

校舎内へ移動する場合、原則として体育館を待機場所とする。

(2) 避難所の開設

①地域住民には・・・

体育館を避難所として開放する。

②児童は・・・

各教室を避難所として使用する。但し、人数が少ない場合は英語ルーム、図工室、相談室及び多目的室を使用する。

③教職員は・・・

避難所支援係の職員は、市職員が配置され避難所運営委員会が立ち上がるまでの間、避難してきた地域住民の受け入れ作業、備蓄品搬入作業などを行う。

④水・食料品・毛布などの災害時用備蓄品の扱いは・・・

備蓄品は避難者すべてに平等に提供されるものである。備蓄倉庫の物品は応急的なものであり数に限りがあるため、学校災害対策本部が避難してきた地域住民と話し合いのうえ、決定する。震災発生後、市から避難者数に応じた物品の補給がある。

第5章 その他

「ふなばし災害情報のメール」の登録について

各種気象警報や震度情報等を、気象庁等から直接取得し自動で配信するようになり、より迅速に災害情報を得ることができます。

1. 各種気象警報
2. 土砂災害警戒情報
3. 震度4以上の地震発生情報
4. 災害時の避難所開設情報
5. 大規模事故災害（列車事故、航空機事故、危険物事故災害）等の情報
6. その他

《登録方法》

下記コードを読み取り、表示されたURLにアクセスし、空メールを送信してください。別途、「仮登録完了のお知らせ」メールが届きます。届いたメールのURLから本登録サイトにアクセスし、手順に従って操作を進めてください。

※コードを読み取れない場合は、下記アドレスに直接空メールを送信してください。



「ふなばし災害情報メール」登録用アドレス funabashi-joho@sg-m.jp

参考資料

避難所開設から開設後の業務について【避難所運営マニュアル抜粋】

※以下の内容は、船橋市避難所運営マニュアルに記載された内容の抜粋版となります。

- ・学校として全てを実施するために記載したのではなく、実際にどのように避難所の開設を行うのかを示させて頂きました。
- ・実際には、地域住民及び参集した市職員と協力しながら、避難所の開設を実施して下さい。

1 避難所の概要

(1) 避難所の概要

避難所は、市があらかじめ指定している避難施設で、災害発生時などにおいて解説し、被災者に安全と安心の場として提供するものです。

(2) 避難所運営の基本

避難所の運営は、原則として、行政・施設管理者・避難者（住民）の三者が協力して開設運営するもので、「自分たちのまちは自分たちで守る」という「自助」「共助」により、お互いに助けあって集団生活を送ることが基本で、平常時から十分な話し合いをおこなうことで、避難所開設当初から円滑な運営を行う事が可能となります。

大規模な災害に際しては、避難者同士がお互いの助け合いや協働の精神に基づく自主的な避難所運営をめざすものとし、行政や施設の担当者は広報支援的に協力するものです。

(3) 避難所の目的

避難所は、被災者の住宅に対する危険が想定される場合や住宅の損壊により生活の場が失われた時に、一時的な生活の本拠地となるものとして、市が提供する仮宿泊施設です。

船橋市では宿泊可能避難所と称し、大規模災害時に家屋が全下記、全焼するなど自宅での生活が困難となった市民の皆さんを一時的に収容、保護する場所として学校や公民館などを指定しています。

【避難勧告と避難指示】

<避難準備情報>

災害時要援護者、要援護者を支援する人達への呼びかけです。

<避難勧告>

避難のための立ち退きを勧め又は促すものです。

<避難指示>

避難勧告よりも拘束力が強く、安全確保のために立ち退かせるものです。

2 避難所の開設準備

(1) 避難所の開設準備

避難施設の立ち入りは、危険状況を点検し安全性が確認されてからとします。

(2) 施設利用スペースの確保

安全点検を行った後に、避難者の利用スペースを決めます。

- ・屋内で、広いスペースを確保できる場所から利用スペースを決めます。
- ・居住スペースは、身体障害者・高齢者・乳幼児・妊産婦などの災害時要援護者を優先に決定していきます。

(3) 避難所の管理や運営に必要な場所

- ・避難所及び学校の管理・運営に必要な場所は、避難者を受け入れるスペースには使用しません。
- ・全体管理に使用する場所も、避難者を受け入れるスペースにはしません。

(例) 校長室、職員室、事務室、会議室、保健室、給食室、調理室、配膳室、放送室、視聴覚室、理科室、技術家庭室など約費や機械等がある場所及び保管場所など。

(4) あらかじめ利用計画を策定し指定した場合は、利用計画に沿って避難者のスペースを確保します。

(5) 避難所として利用する場所は、誰でも分かるように利用目的やその範囲などを貼り紙テープなどで表示・区分けをします。

3 避難所の開設

原則として、市災害対策本部（市長）が避難所開設の要否を判断します。

(1) 避難所内で、電気・放送設備・水道・電話・インターネット・下水道（トイレ）などの使用が可能か否かを確認します。

(2) 避難所を開設後、市災害対策本部に避難所状況報告をします。

(3) 避難所が開設されたことを、地域住民に周知・広報を行います。

4 避難所の誘導・受け入れ

(1) 避難所開設の準備

- ①避難所の開設が決定し、開設準備の間は施設の外で待機してもらいます。
- ②荒天時には、改めて場所割りをすることを前提に施設内に誘導します。
- ③避難者に対して、当面の避難所運営の協力を呼びかけます。

(2) 避難所までの避難方法

- ①避難所までは、原則として徒歩で避難してもらいます。
- ②避難者の移動経路（敷地入口から施設入口までの間）と物資輸送の車両の進入経路については、原則駐車禁止とします。
- ③避難者に対しては、自動車・オートバイ・自転車による避難を禁止します。

(3) 避難者の受け入れ

- ①避難所の安全点検が終わり、受け入れ体制が整い次第、避難者の受け入れを行います。
- ②利用者の入所に備え、施設内の破損物や備品を片付けるとともに、最低限の清掃を行います。
- ③避難者の人数・構成等により、部屋割り・スペース割りを指定し、貼り紙・ロープ・テープ等で表示します。

- ④立入禁止のスペースについては、貼り紙・ロープ・テープ等で表示を行い避難者に周知徹底します。
- ⑤施設の入口、玄関に避難所の表示を行います。
※ 体育館では、最初に通路となるスペースを確保します。備蓄品の養生テープなどを用いて通路部分のラインを引きます。最低限の通路は、外周部分及び中央縦横となります（漢字の「田」や「目」の字のイメージ）。

(4) 受付の開始

- ①受付場所を指定します。
- ②備品等（机、椅子、筆記用具、受付の張り紙）の準備をします。
- ③受付付近の見やすい場所に、施設の概略、利用範囲、利用するためのルールを表示します。
- ④災害時要援護者や負傷者を早期に把握し、和室又は多目的室等に一時収容し、必要に応じて医療機関等への搬送等、適切に対処します。必要に応じて、災害対策本部に報告し指示を受けます。

※ 船橋市では、各避難所の備蓄倉庫内にストレージボックス（青色箱）が配備されていて、その中に避難所用必要物品として、職員防災マニュアル、備蓄品一覧表、避難所施設状況チェックシート、避難所開設準備チェックシート、避難者カード（日本語版・英語版・中国語版・韓国語版）、避難者名簿、居住組別避難者名簿、避難所記録簿、避難所運営委員会会議記録簿、避難所日誌、物資受払簿、食料・物資要望表、食料管理表、物資管理表、郵便物等受取簿、事務引継書、取材者用受付用紙、取材される方へ、避難所ペット登録台帳、ペットの飼主の皆さんへ、避難所ボランティア受付表、外出届、ボランティア活動時の注意事項等、避難所生活の心得、避難所運営委員会名簿、情報連絡票、個別支援調査表、お願いシート、指差しシート、避難場所、宿泊可能避難所施設一覧、津波一時避難施設・帰宅困難者支援施設、筆記用具、多言語表示シート（外国人用）、電池式懐中電灯（単一4本使用）、手回し充電式非常用多機能ラジオ（ラジオ、懐中電灯、携帯電話充電機能）などが保管されています。

(5) 避難者カードの作成

避難者カードは、避難所の受付で配布し、避難者に記入してもらいます。避難者カードの記入は世帯ごととし、必要と思われる項目を付け加えます。また、避難者カードをもとに避難所名簿・居住組別避難者名簿を作成します。

- ① 家族構成、年齢
- ② 家屋の被害状況
- ③ 親族などの連絡先
- ④ 家族の安否情報
- ⑤ 特別な配慮や個別支援が必要か
- ⑥ その他必要事項（体調、アレルギー、ペットなど）

(6) 緊急を要する要望も同時に調査

病院・社会福祉施設などの受入れ希望などの緊急を要する要望について、避難者カードに記入してもらいます。

(7) 避難者カードの回収

- ①食料・飲料水・生活物資などの必要数を避難者カードに記載されている人数から把握し、災害対策本部に要請を行うので、記入もれや回収もれのないようにします。
- ②回収した避難者カードは、紛失しないよう厳重に管理します。
- ③避難者カードの内容に変更等がある場合は、速やかに名簿班に申し出てもらい修正します。
- ④避難者が公開を希望した場合は、住所・氏名を避難所の伝言板に掲出します。
- ⑤退所者の避難者カードも保存します。

5 設備・物資・食料の確認等

(1) 避難所運営に必要な設備

- ①放送室、放送設備の点検（メガホン、拡声器など）
- ②通信機器、事務機器の利用の可否

(2) 備蓄品の確認（物資・食料など）

配布に備え、必要数は避難者名簿等により確認します。

(3) 設備や備品等が足りない場合

緊急に必要な物及び数量を把握し、災害対策本部に要請します。

(4) 物資・食料の配付

- ①できる限り速やかに公平に行います。
- ②避難行動要支援者等必要度の高い人に配慮します。

児童生徒安否確認表

記載日 _____

第 _____ 学年 組 _____ 番 氏名 _____

負傷の程度

※死亡の場合は、下記以降、記載は不用。

家屋の被害状況 異常なし 一部損壊 半壊 全壊
(居住することができる。 居住することができない。)

所在地 自宅 近隣の住宅 親戚の住宅 避難所
仮設住宅 不明

家族構成

名前	続柄	怪我の状況

所見

チェック項目

子供に現れやすいストレス状態の健康観察のポイント

【体の健康】

- 食欲の異常（拒食・過食）はないか。
- 吐き気・嘔吐が続いていないか。
- 頭痛が持続していないか。
- 体がだるくないか。
- 睡眠はとれているか。
- 下痢・便秘が続いていないか。
- 尿の回数が異常に増えていないか。

【心の健康状態】

- 心理的退行現象（幼児返り）が現れていないか。
- 落ち着きのなさ（多弁・多動）はないか。
- イライラ、ビクビクしていないか。
- 攻撃的、乱暴になっていないか。
- 孤立や閉じこもりがないか。
- 無表情になっていないか。

学校によって児童生徒の状況が異なるため、スクールカウンセラーとの協議が必要です。

※自然災害などによるPTSDの症状は、最初は症状が目立たないケースや直後の症状が一度軽減した後の2～3ヶ月後に発症するケースがあります。このため、被災後の健康観察はなるべく長期にわたって実施することが必要です。

急性ストレス障害（ASD）と外傷後ストレス障害（PTSD）の健康観察のポイント

『持続的な再体験症状』

- ・体験した出来事を繰り返し思い出し、悪夢を見たりする。
- ・体験した出来事が目の前で起きているかのような生々しい感覚がよみがえる。（フラッシュバック等）

『体験を連想させるものからの回避症状』

- ・体験した出来事と関係するような話題などを避けようとする。
- ・体験した出来事を思い出せないなど記憶や意識が障害される。（ボーっとするなど）

『感情や緊張が高まる覚せい亢進症状（亢進=たかぶる）』

- ・人や物事への関心が揺らぎ、周囲と疎遠になる等
- ・物事に集中できない、極端な警戒心を持つ、ささいなことや小さな音で驚く 等

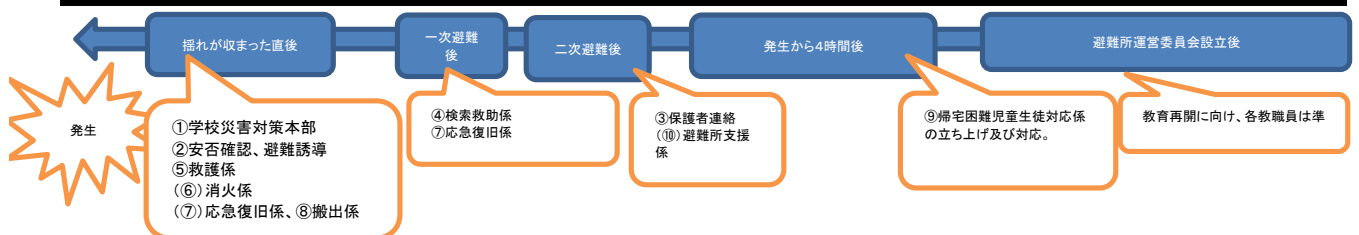
児童生徒被災状況確認一覧表

第 学年 組

No	児童名	情報取得区分				児童生徒に係わる情報			
		いつ	だれが	どのような方法で	だれに	児童生徒の負傷の程度	家屋の状況	現在の住まい	連絡先
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									

学校災害対策本部設置業務一覧

No	名称	担当	目安	主な対応	必要物品	災害発生時～1日	2日～3日
①	学校災害対策本部	【氏名記入】 校長【辰馬 令】 教頭【辻 広道】 安全主任【千田 豊隆】 事務長（県事務） など	3名	●校長が本部長 不在の場合は、副校長・教頭が代行 ●各係との連絡調整 ●引き渡し場所の指定 ●校内の被災状況の把握 ●記録日誌・報告書の作成 ●応急対応の決定 ●市町村対策本部と連絡 ●報道機関への連絡、対応 ●PTAとの連絡調整 ●情報収集	●緊急マニュアル ●学校敷地図 ●ラジオ ●ハンドマイク ●懐中電灯 ●緊急活動の日誌 ●トランシーバー ●携帯電話	●避難方法及び避難場所の指示 ●従業継続又は打ち切りの判断 ●外部からの問い合わせ対応 ●関係機関へ被災状況を報告 ●教職員の体制指示 ●教職員の配置検討（時間外） ●関係機関、市町村からの情報入手	●外部からの問い合わせ対応 ●避難場所の確定 ●外部ボランティアの受け入れ ●連絡調整
②	安否確認・避難誘導係	【氏名記入】 学級担任 田原 伶子 田中 里絵 岩田 亜希子 丸山 智恵 津田 夏凜 花島 拓美 飯田 友里恵 矢澤 真実 加藤 千尋 黒川 牧子 我妻 愛香 石橋 彩 田中 姿乃 四谷 歩 榎木 康博 ※他の業務と兼任している場合は、他の業務優先。 他の業務と兼任している担当は、未記入。	各クラス	●児童生徒等及び教職員の安否確認（学年主任が取りまとめ本部への報告） ●対策本部の指示により安全な避難経路で避難誘導 ●負傷者の把握 ●下校指導及び待機児童生徒等の把握・把握 ●揺れが収まった直後の負傷程度の把握	●クラスの出席簿 ●行方不明者の記入用紙（児童生徒等・教職員）	●安全な場所へ安全誘導 ●家庭への安全下校指導 ●待機場所の確保 ●出勤者確認（時間外） ●教職員と家族の安否確認 ●保護者への引き渡し ●児童生徒等の家庭の状況確認 ※引き渡しをしない場合には、通学路の確認し下校時の安全確保。	●外部からの安否問い合わせ対応 ●保護者との対応（家庭の様子や安全の状況を確認） <i>（※保護者の対応は基本的には各担当が実施する。）</i>
③	保護者係	【氏名記入】 教務【高崎 智弘】	1名	●保護者等との引き渡しに関する対応	●児童生徒等引き渡しカード（あれば） ●出席簿 ●集合場所のクラス配置図	●保護者等との対応 ●近隣医療機関との連携による救護活動	避難所支援係
④	検索救助係	【氏名記入】 生徒指導部【宮川 大輝 山本 英子 雨宮 涼子】	3名	●校内残留生徒の検索・救助 ●負傷者の応急処置（誘導・救護と連携）			救護班へ統合
⑤	救護係	【氏名記入】 保健厚生部（養護を中心に構成） 【岩城 千晴 小安 晃子 芳澤 比奈子】	3名	●負傷者応急処置 ●医師等の確保・手当備品の確認 ●負傷者の保護・応急手当 ●関係医療機関との連携	●応急手当の備品 ●健康カード ●担架 ●水 ●毛布 ●AED	●救助活動 ●近隣被災者の救助活動 ●学校施設期間箇所の応急処置	●必要備品の調達 ●地域と連携した学校周辺危険箇所の応急処置
⑥	消火係	【氏名記入】 【大脇 周一郎 前田 瑞樹 別所 春樹】	3名	●火災発生時の初期消火 ●避難、救助活動等の支援 ●被害の状況確認（施設等の構造的な被害程度を調査、本部への連絡、電気、ガス、水道、電話の被害確認） ●校内建物の安全点検・管理 ●近隣の危険箇所の巡視 ●二次被害の防止	●消火器 ●ヘルメット ●ラジオ ●道具セット ●手袋 ●被害調査票等	●消火活動 ●普通教室、特別教室等の被害状況を確認 ●電話・FAX、パソコン使用の確認 ●水道電気ガスの状況確認 ●職員の宿直場所の確保 ●備蓄倉庫の備品確認 ●学校中の鍵の確保	●備蓄品の搬入 ●必要備品の確保 ●地域の被害状況調査 ●被災状況調査
⑦	応急復旧係	【氏名記入】 保健部 【大原 慶浩 長田 晶人 松原 真帆】	3名	●校舎等の被害状況の把握 ●応急復旧に必要な機材の調達と管理 ●危険箇所の処理 ●立ち入り制限区域表示	●被害調査票 ●ヘルメット ●校内図 ●ロープ ●標識 ●バリケード等	●管理室転倒整備等の復旧 ●教職員の活動場所の確保 ●二次避難場所の安全確認	●トイレの汚物処理と清掃 ●プール水の利用 ●ゴミの処理
⑧	搬出係	【氏名記入】 事務部 【城戸 希世実 星野 三紀夫】	2名	●「非常持出品」の搬出及び管理		●〇〇小学校震災時対応マニュアルP21に記載されている物を持ちだす	対応が 終わり 次第、避 難所支 援係へ 統合。
⑨	帰宅困難児童生徒対応係	【氏名記入】 進路指導部 【谷口 安輝 塚原 みゆき 熊木 千佳子】	3名	●児童生徒滞り場所設営 ●食糧・毛布等備蓄品準備	●生活管理指導票 ●食料・毛布等備蓄品準備	●滞り場所の確保 ●食料。毛布等備蓄品準備	
⑩	避難所支援係	【氏名記入】 【荒谷 聡子 大内 秀子 戸田 祐子】	3名	●避難者の名簿作成 ●救急物資の受け入れと管理 ●ボランティアの受け入れ ●市区町村及び自主防災組織と連携した避難所の運営拡大	●マスターキー ●バリケード ●ラジオ ●ロープ ●テープ ●校内配置図 ●避難者への指示（文書）	●避難所開設準備 ●地域の代表者と初動の確認	●救援物資の受領、仕分け、配付、保管 ●避難者に必要な物資の調達 ●仮設トイレの設置、避難者数の把握、名簿の作成



学校災害対策本部業務一覧（流れとその役割）

